

神戸市新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議（第23回）

日時：令和3年6月18日(金)17時

場所：市役所1号館14階大会議室

議 事 次 第

1. 報告事項

- 危機管理部
- 健康部

2. 市長指示

※報道機関は退出願います。

3. 対応方針

- 健康部
- 危機管理部
- 学校部
- こども家庭部
- 福祉部
- 経済観光部
- 文化スポーツ部
- 交通部
- 行財政部
- 消防部

4. その他

【お願い】

Web会議の円滑な進行のため、発言される際は所属等を名乗ってください。
また、大きな声ではっきりと発言してください。

新型コロナウイルス感染症対策について

1 患者発生状況

(1) 患者数（感染者累計：15,244件）

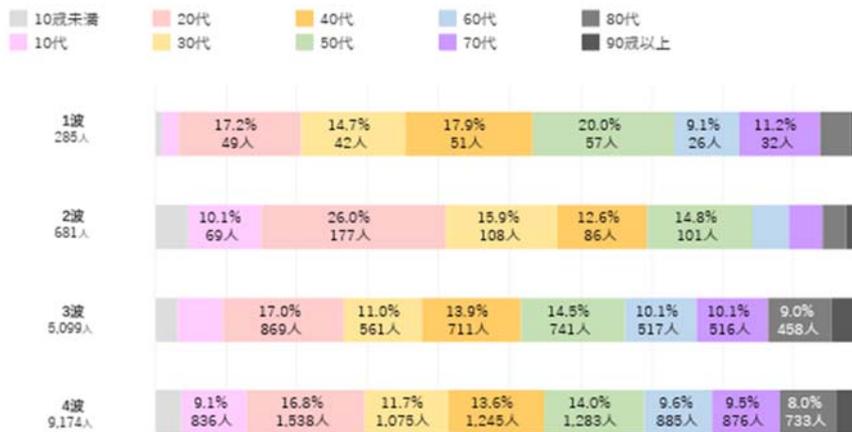
●直近の状況（発表日ベース）

6/14～ 46人 前週の同日比（累計） -25人 -35%

	期間	月	火	水	木	金	土	日
今週	6/14~6/20	6/14	6/15	6/16	6/17	6/18	6/19	6/20
	感染者数	8	16	13	9			
	累計/週	8	24	37	46			
	先週比（累計）	-1	-9	-15	-25			
	先週比（%）	-11%	-27%	-29%	-35%			
先週	6/7~6/13	6/7	6/8	6/9	6/10	6/11	6/12	6/13
	感染者数	9	24	19	19	17	15	8
	累計/週	9	33	52	71	88	103	111
先々週	5/31~6/6	5/31	6/1	6/2	6/3	6/4	6/5	6/6
	感染者数	16	53	41	28	33	32	15
	累計/週	16	69	110	138	171	203	218

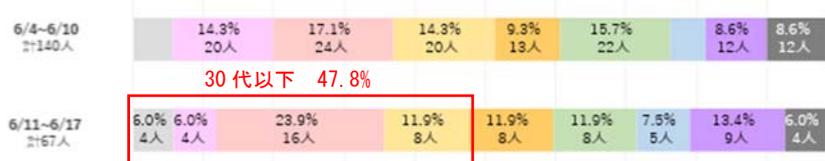
(2) 年代別の発生届出状況

・直近1週間では30代以下が47.8%を占めており、若年層の感染者の割合が多い現状にある。



（注記）
 ・「1波」は2020年3月3日から2020年6月22日、「2波」は2020年6月23日から2020年9月23日、「3波」は2020年9月25日から2021年2月28日、「4波」は2021年3月1日以降。

▼直近2週間の状況



(3) クラスターの発生状況

- ・クラスターの発生状況としては、6月17日現在、累計で175件。
- ・変異株の感染力の強さにより、感染がかなり拡大した後に把握される事例も多い。

	件数					人数	
	3/3~5/20	6/23~9/23	9/25~2/28	3/1~	件数合計	人数	割合
保育所・学校	1	3	10	25	39	437	13.0%
高齢・障害福祉施設	1	2	18	48	69	1358	40.5%
病院	2	1	14	15	32	1196	35.7%
公的機関	2	0	2	1	5	54	1.6%
民間事業所	0	0	5	11	16	199	5.9%
酒類提供飲食店	0	2	5	2	9	66	2.0%
スポーツ・娯楽施設	0	0	4	1	5	44	1.3%
合計	6	8	58	103	175	3,354	100%

(4) 変異株について

①変異株の概要

ウイルスは常に少しずつ変異することが知られており、新型コロナウイルスについても2週間程度で変異を繰り返していると言われている。この変異の中で、病気の感染力や免疫効果の低下に影響があると考えられる変異の有無を見ていくことが必要である。

現在、ヒトの細胞と結びつく部分に変異し、感染力の増加が懸念される①アルファ株 (N501Y 変異) や、感染力の増加に加え、免疫効果の低下が懸念される②ベータ株、③ガンマ株 (いずれも N501Y 変異+E484K 変異)、④デルタ株等 (L452R 変異) の変異、さらには⑤E484K 変異等の変異株が確認されている。

②本市の対応

神戸市では、検査の精度管理やクラスター事例の事後検証のため、市内医療機関の協力を得て全陽性検体の約5～6割を保健所が収集、健康科学研究所において自らゲノム解析を実施。この体制を活用し、変異株の発生以降も、変異株を迅速かつ的確に検出できる監視体制 (今後の新たな変異株の確認も含む) を整え、早期発見・早期対応による感染拡大・クラスター防止を強化する。また、変異株の状況について、市民に正確な情報発信を行う。

神戸市内の変異株確認状況

○ アルファ株 (N501Y 変異) ※これまでの神戸市内の全ての N501Y 変異はアルファ株

届出日	市内新規陽性患者	変異株検査数	検査数の割合	変異株陽性数	変異株の割合	ゲノム確定数	ゲノム確定数の割合
4月26日~5月2日	1,356	493	36.4%	479	97.2%	353	71.6%
5月3日~5月9日	1,102	424	38.5%	414	97.6%	299	70.5%
5月10日~5月16日	901	356	39.5%	353	99.2%	243	68.3%
5月17日~5月23日	574	225	39.2%	223	99.1%	165 [1]	73.3%
5月24日~5月30日	298	155	52.0%	154	99.4%	115 [4]	74.2%
5月31日~6月9日	218	120	55.0%	119	99.2%	73 [1]	60.8%
2月1日からの累計	9,635			3,726		2,824 [6]	

- ※1 変異株検査数割合は新規陽性患者の増加に伴い、一時的に低下しています。
- ※2 変異株陽性数は変異株 PCR 検査（N501Y 変異 PCR）で陽性となったものを示す
- ※3 ゲノム確定数は変異株 PCR 検査で陽性であったもののうちゲノム解析で検査結果が判明したものを示す
- ※4 ゲノム確定数の[]は N501Y 変異に加えて E484Q 変異を持つアルファ株（令和3年6月1日、6月4日発表済）

○ **デルタ株等（L452R 変異等）**

3 （～6/14 届出日）

※令和3年5月20日公表分の L452R 変異株感染事例1件（市外発生届分）についてはゲノム解析で型別の確定に至らず

○ **E484K がある変異株**

126 （～6/6 届出日）

2 医療提供体制

（1）医療提供体制の現状

入院・入所・自宅療養者数の直近の比較

	直近の状況			【参考】 過去の入院・入所患者ピーク		
	6/17	6/10	差	（1月～5月）	（9月～12月）	（5月～8月）
入院・入所患者	155人	205人	-50	429人	304人	152人
入院患者数	128人	177人	-49	276人	170人	152人
（うち重症）	(10人)	(17人)	-7	(23人)	(11人)	(9人)
宿泊療養施設入所患者	27人	28人	-1	153人	134人	人
自宅療養者	31人	96人	-65	288人	—	—
入院調整中	37人	87人	-50	1509人	254人	—

※市内在住者の数字

- ・入院が必要な患者については、適切な感染予防策が取れる医療機関へ入院するとともに、軽症または無症状の患者については、医師の判断により宿泊療養施設に入所している。また、宿泊療養施設の入所よりも自宅での療養が適切な方については、一定の条件（経皮的動脈血酸素飽和度（SpO₂）が96%以上の者）を設けて自宅療養を実施している。

① 入院の状況

- ・6月17日現在で病床使用率は43%、入院率は57%となっており、自宅療養者数は31人、入院待機者数は37人（うち指定外医療機関、福祉施設で療養中12名）となっている。新規感染者数が減少し、医療提供体制も改善に向かっている。

② 病床確保

- ・コロナ受入病床：305床（うち重症病床51床）6月17日現在
- ・コロナ治癒後の転院受入可能病院リスト（73病院）をコロナ受入病院に配布
- ・市内の3次救急医療機関に入院していた重症患者の転院受入れを行う市内医療機関に対し、1人1日あたり25,000円を補助。
- ・熱中症の救急搬送が増加すると、病床運営体制を圧迫するなど医療体制が守れなくなる恐れがあるため、熱中症予防について啓発を実施。

○確保病床数

	増床数	市民病院機構 (3 病院)	その他市内医療機関 (18 病院)	合計 (21 病院)
4/15 (木) から	—	125 床	86 床	211 床
4/19 (月) から	+18 床 (4 病院：公的 1・民間 3)	125 床	104 床	229 床
4/22 (木) から	+7 床 (4 病院：公的 1・民間 3)	125 床	111 床	236 床
4/28 (水) から	+8 床 (1 病院：公的 1)	125 床	119 床	244 床
4/30 (金) から	+4 床 (1 病院：民間 1)	125 床	123 床	248 床
5/1 (土) から	+11 床 (2 病院：公的 1・民間 1)	125 床	134 床	259 床
5/7 (金) から	+8 床 (1 病院：民間 1)	125 床	142 床	267 床
5/10 (月) から	+24 床 (西神戸医療センター・ 神戸大学医学部附属病院)	134 床	157 床	291 床
5/21 (金) から	+14 床 (2 病院：公的 1・民間 1)	134 床	171 床	305 床
※6/22 (火) より順次、市民病院機構（西市民病院・西神戸医療センター）の病床を計△32 床、また、その他市内医療機関（民間）の病床を計+9 床 合計 282 床となる予定				

○市民病院での医療制限の状況

6/22 より順次実施

	外来	入院・手術等		入院・手術等
中央	影響なし	4 割程度を制限 ※ 4/26 より	→	入院：2 割程度を制限 手術：病床の範囲内で実施
西	影響なし	4 割程度を制限 ※ 5/10 より（病床拡大後）	→	2 割程度を制限
西神戸	影響なし	4 割程度を制限 ※ 5/10 より（病床拡大後）	→	2 割程度を制限

※救急外来について

ウォークイン：各病院とも通常どおり

救急搬送：対応可能な病床の範囲内で受け入れ

- 重症患者病床使用率（6/17 時点） 25.5%（13 床/51 床） ※5 月 21 日より 51 床確保
うち重症者のみの使用率 19.6%（10 床/51 床）
（重症者入院内訳）

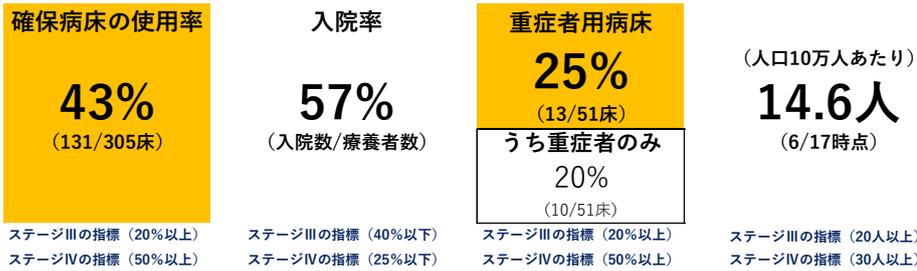
- 中央市民病院（重症者専用病床）：7 床/36 床

重症（1 西 A）	4 人	計 7 人
中軽症～重症（1 西 B）	3 人	

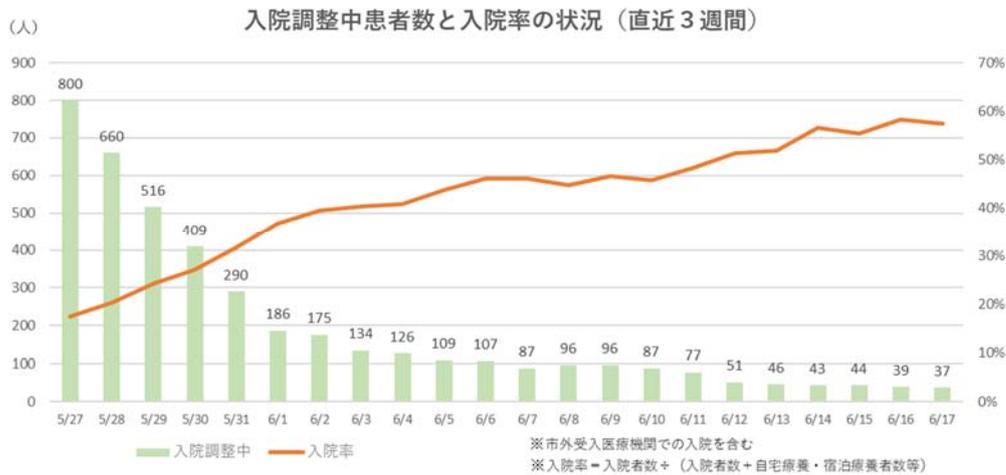
- 神戸大学附属病院の重症者専用病床：5 床/10 床 ※5 月 10 日より 10 床確保
- 民間病院（1 病院）：1 床/5 床 ※5 月 21 日より 5 床確保

医療提供体制等の負荷

①病床のひっ迫具合（6/17時点）



感染の状況



(2) 宿泊療養施設の現状

・医療機関の負担を軽減し、新たな入院患者の病床を確保するため、市内3施設において合計298室を確保。6月17日時点で、31名入所中であり、全体の占有率は10.4%

施設名	入所状況
	(6/17時点)
ニチイ学館 ポートアイランド宿泊棟 令和2年4月11日～	15/100室 15%
東横INN 神戸三ノ宮駅役所前 令和2年8月19日～	16/110室 15%
東横INN 神戸三ノ宮 I 令和2年12月19日～	0/88室 0%

※市外在住者を含む

(3) 自宅療養の現状

- ・自宅療養者：46人（6月15日時点）
- ・自宅療養支援セット
1,607セットを配布済み（6月15日現在）

3 感染拡大防止

(1) 相談状況（令和2年1月27日～令和3年6月8日）

※③チャットボットは3月31日まで

相談窓口	件数（件）
①各保健センター（令和2年1月29日～）、 保健所予保健課（令和2年1月27日～）	13,318
②新型コロナウイルス専用健康相談窓口（令和2年2月1日～） ※旧「帰国者・接触者相談センター」の件数含む	121,178
③チャットボット相談（令和2年5月20日～） 聴覚障害のある方や電話が苦手な方でも時間と場所を問わず、スマートフォン・タブレット等画面で気軽に相談先や受診先を確認できるツール。	46,681
計	181,177

※専用健康相談窓口最大相談件数：4月13日1,047件

※専用健康相談窓口直近（1週間）平均相談件数：165件（令和3年6月2日～6月8日）

(2) PCR検査体制について

市内で一日あたり最大1,300検体の検査体制を確保。

（当初令和2年1月末時点24検体（環境保健研究所（当時）のみ）→令和3年4月1日～1,300検体）

検査機関名	検査能力	備考
健康科学研究所	142 検体/日	当初 24 検体
シスメックス検査センター	300 検体/日	
市内医療機関	200 検体/日	
医師会設置 検査センター	40 検体/日	検査センター移転拡充（令和2年11月30日～） ドライブスルー方式
プール検査	618 検体/日	令和3年4月1日～
合計	1,300 検体/日	

(3) 積極的検査の実施状況

(ア) 医療機関、福祉施設、学校園

- ・患者発生の場合、国基準（濃厚接触者）を超え、積極的検査を引き続き実施する。

(イ) 酒類を提供する飲食店（令和2年8月20日から開始）

- ・地域クラスターに拡大する可能性をより早期に積極的に防止していくため、11月19日より「基本的に店名は公表しない」こととして積極的に検査申し込みができるようにし、市内飲食店（約14,000件）に12月11日に通知した。
- ・検査実績 令和2年度；35店 206名（うち令和2年11月19日以降では31店186名）
令和3年度；12店 59名（6月15日現在）

(ウ) 介護・障害入所施設の職員に対する積極的検査

- ・検査資源を最大限・効果的に活用しながら、クラスターの防止と医療提供体制の安定的な確保のために、特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム、障害児・者入所施設における無症状の直接処遇職員に対する積極的（計画）検査を令和2年11月25日から実施。

※施設の職員約5,900人（125施設）に対し順次実施

検査実績 103施設 4,566件

- ・さらに、感染拡大・クラスター防止を強化するために、民間検査機関によるプール検査（4検体をまとめて検査を行う検査手法）を活用することで、令和3年4月1日から、対象施設を老人保健施設、グループホーム等の全ての入所施設への拡大に加え、国が示す検査対象施設の範囲を超えて全ての通所施設にも拡大。（通所施設での実施は政令市初）
- ・対象施設及び対象者（※下線：令和3年度に追加）
高齢者、障害児・者入所及び通所施設における直接介護等に従事する職員

【入所施設】

- ・高齢施設：特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム、養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院、ケアハウス、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- ・障害施設：施設入所支援、障害児支援施設、共同生活援助（グループホーム）

【通所施設】

- ・高齢施設：通所介護（デイサービス）、通所リハ、地域密着通所
- ・障害施設：生活介護（デイサービス）、短期入所、自立訓練、就労継続支援(A)、就労継続支援(B)、就労移行支援

- ・検査施設数及び検査人数
1,600施設（約38,000人）

・検査期間

令和3年4月1日～半年程度（ワクチンの接種状況による）、月1回程度のペースで定期的に実施

※これまで、検査手順に同意した全ての施設の検査完了に約4か月を要していたものを、プール検査の活用により約1か月に短縮

※更なる感染拡大・クラスター防止体制強化のために、検査対象を「ワクチン未接種」の施設とすることにより、更なる検査期間の短縮を行い、最終的には2週間程度を目指す。

・検査実績 386 施設 12,283 件（5月31日時点）

(エ) 陽性患者発生の高齢・障害者入所施設への積極的検査（令和2年12月1日～）

・高齢者，障害児・者入所施設において，陽性患者が発生した場合（新規発生・施設での積極的検査による発生），上記に優先して，当該施設の入所者及び直接処遇職員の全員に対して検査を実施。

・検査実績 令和2年度 28 施設（40回） 1,494 件

令和3年度 34 施設（57回） 2,091 件（6月15日現在）

(4) 感染症神戸モデルの強化（早期探知地域連携システム）

感染症神戸モデル（保健所による平時からの施設への感染対策指導などの取組み）を強化して，各保健センター保健師を1名増員して指導体制を強化し，施設訪問・研修などによる感染対策指導を徹底し，感染拡大・クラスター化防止を強化する。

(5) 積極的疫学調査等の実施

再度の感染拡大を未然に防ぐため、患者、同居家族、高齢者・障害者施設を対象に積極的疫学調査を実施するとともに、自宅療養者の健康管理を行う。また、高齢者・障害者施設では、感染拡大・患者の重症化を起しやすいため、引き続きクラスター対策を強化していく。

4 医療機関支援

(1) 新型コロナウイルス感染症対応医療機関支援補助金

(ア) 入院勧告を受けた患者及び疑似症患者の入院受け入れに対して、

・患者1人あたり12,000円×入院日数（上限20日）

・平日1人1回30,000円，土日祝1人1回60,000円を加算

(イ) 検査のための検体採取に対して、

・令和2年4月1日～5月21日（緊急事態宣言中）の採取 4,000円×被検査人数

・令和2年5月22日以降の採取 3,000円×被検査人数

(2) こうべ病院安心サポートプラン事業補助金

(ア) 院内感染防止基本対策

個人防護具着脱手順の再徹底研修，iPadなどの感染症患者との遠隔コミュニケーションツールの活用など，市が掲げる取り組みのうち3つ以上の実施に対して，1月あたり30万円

(イ) 院内感染防止追加対策

基本対策に加えて，原則として10床以上の新型コロナウイルス感染症専用ゾーンを1月あたり1週間以上の設置に対して，1月あたり550万円

(ウ) 発熱等救急患者の入院受入れ及び夜間外来診療対策

発熱等の症状を有する救急患者の入院受入れ及び新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む）への夜間外来診療を行う2次救急医療機関に対して、患者1人あたり3万円

(3) 遠隔ICUシステム（9医療機関で導入）

重症化を恐れて感染症患者が市内医療機関から中央市民病院に早期に転送されることを抑制し、中央市民病院が重症患者への対応を重点的に行うことができるよう、株式会社T-I-C-Uが提供する「遠隔ICU（集中治療支援）システム」を市内の医療機関に導入し、T-I-C-Uに登録している集中治療専門医が待機するサポートセンターとネットワークでつなぎ、生体情報モニター、電子カルテ等の情報を共有してコンサルテーションを行う。

また、中央市民病院が感染症指定医療機関としての実績を踏まえ、T-I-C-Uに対して新型コロナ患者に係る知見を共有し、治療方針等の助言を行う。

(4) コロナ治癒後の転院促進

新型コロナウイルス感染症から回復した後、引き続き入院管理が必要な患者については、病状に応じて適切な医療機関、病床等で療養いただき、救急等の通常医療の病床を確保することが必要である。

そのため、コロナ治癒後の転院受入可能病院リスト（73病院）をコロナ受入病院に配布するとともに、治癒後の患者が速やかに転院調整出来るよう支援を行い、稼働病床の確保に努めている。

また、3次救急医療機関に新型コロナウイルス感染症で入院し、隔離を解除したものの、引き続き高度な治療を要する重症患者の転院受入を行う、市内の医療機関に対し、1人1日当たり25,000円（上限10日）を補助する。

さらに、万が一、受入患者を発生源とした院内感染が発生した場合は、保健所からの指示による病院閉鎖に伴う新規入院患者の受入れ減少等に対して見舞金（閉鎖病棟の病床数当たり90,000円）を交付。

5 情報発信・風評被害対策など

(1) 情報発信・風評被害対策

- ・新型コロナウイルス感染は特別なことではなく誰もが感染する可能性があること、新型コロナウイルス感染症に関わる人々にあたたかいまなざしを送ってほしいことについて、駅のデジタルサイネージ等を活用して啓発。
- ・偏見を生む主な理由として、正確な知識・情報の不足による不安があることから、その不安解消のため、例えば、新型コロナウイルス感染症は空気感染ではなく飛沫感染及び接触感染であることなどの基礎知識や、受診・検査や入退院などのフローチャートを市のホームページに掲載するなど、正確な情報を発信する。
- ・令和2年9月より募集していた医療従事者等へ感謝の気持ちを伝える感謝・応援メッセージ（41件）を市内医療機関等へ送付。
- ・感染症の知識や正しい行動、ワクチンの効果・安全性について普及啓発する動画を作成し、5月10日から市ホームページやワクチン集団接種会場、YouTube等を通じて配信を開始した。また、神戸市公式YouTubeチャンネルで「今、できることを～自分からできるコロナ対策を考える」というテーマで医療従事者・大学生・地域からのメッセージ動画を配信（6月17日現在で約32万回再生）。
- ・さらに6月1日から新型コロナの恐ろしさを正しく理解してもらい、感染防止対策の徹底、リスクの高い行動の自粛を呼びかけるため、感染患者の実体験をホームページにて音声データで配信している。

(2) 患者本人や家族等コロナの影響を受けた方へのこころの相談

各区保健福祉部等において、保健師及び精神保健福祉相談員が対応。

(3) 医療従事者等への心のケアにかかる電話相談窓口の設置

医療従事者や社会福祉施設従事者等に特化して、心のケアを行うことを目的に令和2年6月26日から電話相談窓口を設置。

- ・相談件数 270件（令和3年5月末現在）

(4) 自殺防止電話相談窓口の運営等

精神保健福祉センターにおける「自殺予防とこころの健康電話相談」（令和2年12月～2回線増設し計4回線）を運営するとともに、弁護士及び専門職が相談に応じる「くらしとこころの総合相談会」をハローワークにて実施（令和2年7月～）。

- ・「自殺予防とこころの健康電話相談」相談件数

令和2年度	3,848件	（前年度比	126%）
令和3年度（5月末現在）	833件	（前年度比	147%）

- ・「くらしとこころの総合相談会」相談件数



6 市民への要請状況

市民・事業者に対して、若年層にも有効な SNS などの広報媒体も最大限活用し、具体的でわかりやすい事例や対策を紹介し、感染防止対策の徹底を改めて求める。

《最重点感染防止対策》

感染者の8割程度は、十分な距離を取らず、マスクを外して会話したことが原因で感染している。そこで、神戸市として特に市民にお願いすることは、「マスク」と「距離」

- ① マスクを外して会話をしない。
- ② 食事などで会話するときは、
 - ・1m以上距離をとる。
 - ・斜めに座る。横に並ぶ場合は、一つ席を空ける。
 - ・大声を出さない。

これまで対応方針に定めていた「基本的感染防止対策」のうち、上記2点を「最重点感染防止対策」として、市民への周知を徹底する。

また、屋外のバーベキューやカラオケ喫茶など、身近な感染リスクを紹介したウェブページを活用し、改めて感染リスクとその対策について、周知を進めていく。

7 新型コロナワクチン

(1) ワクチン接種の意義

新型コロナワクチンは、新型コロナウイルス感染症の発症や重症化を予防するものであり、新型コロナウイルス感染症対策の切り札である。(発症予防効果は約95%と報告されている。)多くの市民に接種を受けていただくことにより、

- ①たとえウイルスに感染しても、発症や重症化を防ぎ(接種を受けた本人の健康)、
- ②入院患者が減少することにより病床のひっ迫を防ぐこと(発症者・重症者の発生抑制による医療提供体制の安定化)

につながる。

神戸市においても新型コロナウイルス感染症対策の決め手として、市民に迅速でスムーズな接種が行えるよう必要な体制を整えるとともに、より多くの市民に対してワクチンの効果、安全性などの正しいデータを周知することにより、積極的に接種を呼び掛けていく。

なお、新型コロナワクチンの接種は、予防接種法上、接種を受ける努力義務があるとされている。ただし、妊婦については接種データが少ないため努力義務から除外されている。

さらに、ファイザー社の新型コロナワクチンについては12歳以上が薬事承認の対象となっているため、12歳未満は接種対象外となっている。(6/22～接種開始予定の武田/モデルナ社のワクチンについては、18歳以上の者が対象)

発症・重症化予防を進めるとともに、神戸の医療提供体制を守るために、市内の医療関係者が一丸となった連携体制により、ワクチン接種を迅速に進め、7月中旬の高齢者接種終了を目指す。

(2) スケジュール

3月 1日	専用コールセンターの開設
3月 14日	集団接種会場におけるシミュレーション
4月 12日	高齢者施設での優先接種を段階的に開始
4月 19日	接種券（75歳以上）の発送
4月 20日	予約受付の開始
5月 10日	集団接種会場での接種開始
5月 17日	個別接種場所（診療所・病院）での接種を順次開始 接種券の発送（65歳以上75歳未満順次）
5月 25日	ハーバーランドセンタービル（歯科医師による接種体制）での接種開始
5月 31日	ノエビアスタジアム神戸での接種開始
6月 11日	接種券の発送（16歳以上65歳未満順次）
6月 22日	集団接種会場5会場の追加設置（平日・土曜の午前接種対応開始） 巡回接種の派遣開始
7月中	集団接種会場7会場の追加設置
7月中旬	高齢者接種の終了見込み

(3) 接種場所

市民に身近で健康状態を良く把握している病院・診療所等での「個別接種（6月14日時点784か所）」と、かかりつけ医がない方や診療所等の開院時間での接種が難しい場合などに対応した「集団接種会場」、「大規模接種会場」での接種を組み合わせ実施。

寝たきりや重い障害により医療機関や集団接種会場での接種が困難な方向けの巡回接種や、知的障害者（療育手帳保持者）、精神障害者、認知症の方など多くの人が集まる接種会場での接種が難しい方でも、保護者同伴・個室で接種可能な専用の接種会場（東横 INN 神戸三ノ宮1（ワン））を設置。

○病院・診療所等（個別接種施設）

東灘区	117箇所	長田区	43箇所
灘区	91箇所	須磨区	77箇所
中央区	122箇所	垂水区	93箇所
兵庫区	52箇所	西区	99箇所
北区	90箇所	合計	784箇所

（6月14日現在）

○集団接種会場

【既設会場】		
		施設名
1	東灘区	御影公会堂1階
2	灘区	JR灘駅駅舎3階
3	灘区	B B プラザ神戸
4	中央区	サンパル7階
5	兵庫区	兵庫区役所2階
6	兵庫区	イオンモール神戸南店3階
7	北区	北区文化センター本館1階
8	北区	エコール・リラショッピングセンター本館5階
9	長田区	長田区文化センター3階
10	須磨区	須磨区役所4階
11	垂水区	垂水区文化センター3階レバンテホール
12	西区	西神中央駅2階北側
13	西区	西水環境センター玉津処理場3階

【6/22～設置】		
	地区	施設名
14	東灘	神戸ファッションプラザ9階
15	中央区	IHDセンタービル9階会議室 (WHO神戸センター隣)
16	中央区	神戸学院大学ポートアイランド 第2キャンパス 学生ラウンジ
17	須磨区	須磨パティオ健康館2階
18	西区	キャンパススクエア本館2階(リバティホール)

【7月中に設置】		
		施設名
19	東灘区	甲南大学平生記念セミナーハウス
20	中央区	市役所1号館24階
21	北区	イオンモール神戸北店イオンホール
22	北区	すずらんホール
23	須磨区	水道局西部センター3階
24	垂水区	ダイエー舞子店(2階空き店舗区画)
25	西区	西神南センタービル1階・6階空き区画

○大規模接種会場（神戸市独自に設置）

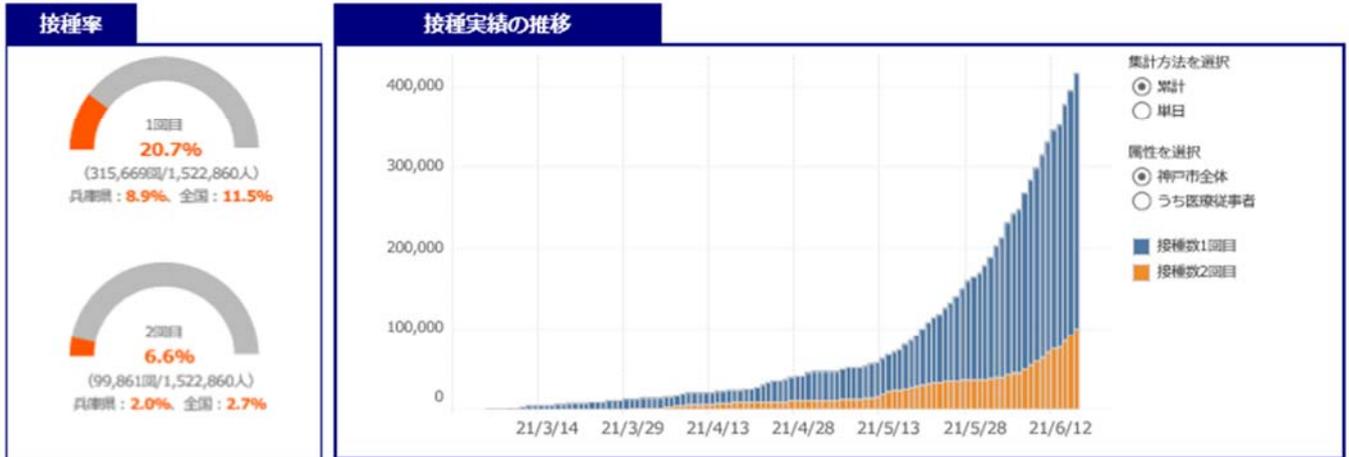
ワクチン接種を迅速に進め、発症・重症化予防を図るとともに、医療提供体制を守るために、神戸市独自の大規模接種会場を設置

- ① 神戸ハーバーランドセンタービル3階（歯科医師による接種体制）
1日平均約1,000人を想定（段階的に2,000人まで）
- ② ノエビアスタジアム神戸
1日平均約1,300人を想定（段階的に5,000人まで）

(4) 接種状況

2021年6月16日までに報告があった接種実績

総接種人数 **315,669**人 総接種回数 **415,530**回(前日比: +21,527回) 1回目接種数 **315,669**回、2回目接種数 **99,861**回



(注釈)

- ・前営業日までに報告があった接種実績を公表しています。(平日)
- ・速報値なので、後日修正される場合があります。
- ・接種率は「住民基本台帳に基づく人口(2021年4月30日時点)」で算出しています。兵庫県及び全国の接種率は内閣官房IT総合戦略室の情報をもとに作成しています。

(5) 接種後に副反応が発現した場合の24時間専用相談電話の設置

ワクチン接種後には、注射した部分の痛みなどの副反応が見られることがあるが、そのほとんどが接種後数日で回復する。一方、接種後、副反応を疑う重い症状が続き、受診すべきかどうか迷う場合については、まずかかりつけ医かワクチンを接種した医療機関へ相談していただく。集団接種会場でワクチンを接種した場合や、休日・夜間などかかりつけ医や医療機関に連絡が取れない場合に対応するため、「神戸市新型コロナワクチン副反応医療相談窓口」を設置。

1. 副反応医療相談窓口の概要

名称 : 新型コロナワクチン副反応医療相談窓口

電話番号 : 078-252-7155

電話での問い合わせが困難な方はFAX : 078-570-5777

受付時間 : 24時間(土曜日・日曜日、祝日を含む)

対応言語 : 8か国語(日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語)(日本語以外は三者通話での相互通訳)

2. 運用開始日

令和3年5月10日(月)13時30分

(75歳以上の高齢者に対する集団接種会場でのワクチン接種開始日)

3. 相談体制

当初、看護師5名程度の体制で開始し、6月から10名以上の体制とし、最大20名まで増員可能な体制(人員・設備)を確保済み

4. 対応件数(5月10日~6月8日)

総数 1,309件 ※うち副反応の症状に関するもの 486件(37.1%)

熱中症予防対策（健康局）

令和2年度、新型コロナウイルス感染症の感染を防ぐために3つの基本である①人と人の距離をあけること、②人と会話をする時や、人の多い場所でのマスクの着用、③手洗いや「3密（多数の人が集まる場所、人と人が間近で会話をするような場面、締め切られた空間）」を避ける等の『新しい生活様式』が示された。

夏のマスク着用や外出自粛による運動不足等から、熱中症のリスクが高くなることに加え、熱中症の増加により、市内の救急搬送体制や病床確保等の医療提供体制への影響が懸念されることから、医療提供体制の安定を図るためにも、令和2年度は熱中症警戒宣言を发出、「神戸市熱中症対応指針」を策定し、熱中症予防対策を実施した。

今年度もコロナ禍の中で夏を迎え、熱中症のリスクが高まっていることから、昨年度に引き継ぎ「神戸市熱中症予防対応指針」に沿って熱中症予防対策に取り組んでいく。

1. 令和3年度の取り組み

「神戸市熱中症対応指針」に沿って、周知啓発を実施（5月中旬～9月）
（指針内容）

- 人との距離（1 m以上）が保てる時は、マスクを外す時間を増やす。
 - ・児童の登下校時で十分な距離が保てる時には、マスクの着用はしない。
- 2歳児未満のこどもは、呼吸がしにくくなるため、マスクの着用はしない。
- マスク着用により水分補給を忘れがちになるため、積極的な水分摂取を促す 等

①マスク装着時における熱中症予防啓発

- ・ポスター・チラシの関係機関に対する配布
- ・市HP「熱中症予防」のページに、環境省発出の「熱中症予防アラート」や「暑さ指数」情報掲載

②水分摂取の啓発

- ・熱中症予防PR協力店の募集及びフラッグ等啓発物の設置
 - 市内店舗・事業所に、市民がいつでも気軽に水分補給が行えるよう、無料の水の提供や熱中症予防啓発の協力を依頼。上記店舗・事業所を「PR協力店」と認定し「PRフラッグ」「ステッカー」を貸与
- ・熱中症予防PR協力店や給水スポットなど情報提供の充実
 - 令和3年度より、無料の給水スポットを紹介するアプリ「mymizu（マイミズ）」を活用し、水の無償提供に協力いただく店舗・事業所を紹介
- ・新型コロナウイルスワクチン集団接種会場等において水（ペットボトル）やマスクシール等啓発グッズを配布

市長指示

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(以下、「法」という。)」に基づく緊急事態措置を実施すべき区域から、9都道府県が除外され、兵庫県においては、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に移行し、神戸市を含む県内15市町が対象地域とされました。

本市においては、市民・事業者のみなさまの感染拡大防止の取り組みへのご協力により、新規感染者数が減少し、医療提供体制も改善に向かっていきます。

一方、変異株の影響を注視していく必要がある中、今後も引き続き、医療・検査・相談体制の確保・ワクチン接種の迅速化をはじめ、新型コロナウイルス感染症対策を最優先として全庁を挙げて取り組み、感染拡大防止・医療提供体制の確保に全力で取り組んでいく必要があります。

このため、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び「兵庫県の方針」を踏まえ、本市として6月21日から7月11日までの間、以下の措置を講ずることとします。

- 一、市民病院及び市内医療機関との連携・協力のもと、引き続き、コロナ受入れ病床やコロナ治癒後の転院受入れ可能な病院の確保に努めること。

一、再度の感染拡大を未然に防ぐため、患者、同居家族、高齢者・障害者施設を対象に積極的疫学調査を実施するとともに、感染拡大・患者の重症化を起ししやすい高齢者・障害者施設におけるクラスター対策を引き続き強化していくこと。

一、ワクチン接種を迅速かつ円滑に進めるため、接種券を接種対象の市民に順次発送するとともに、現在実施している集団・個別・大規模接種会場に加え、集団接種会場を順次増設するなど、全庁挙げて取り組みを進めること。

一、コロナ禍の中で夏を迎え、熱中症のリスクが高まっていることから、昨年度に引き続き、熱中症予防対策に取り組んでいくこと。

一、再度の感染拡大を防止するため、基本的感染防止対策の徹底、感染リスクの高い行動の自粛を、市民・事業者に呼びかけていくこと。

一、国及び県の方針を踏まえながら、引き続き、出勤者数の削減の徹底、効果的な事業者支援策の実施、市有施設・イベント等の制限への対応を行うこと。

以上、全職員一丸となって、感染拡大防止に取り組むこと。

市長メッセージ

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(以下、「法」という。)」に基づく緊急事態措置を実施すべき区域から、9都道府県が除外され、兵庫県においては、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に移行し、神戸市を含む県内15市町が対象地域とされました。

本市においては、市民・事業者のみなさまの感染拡大防止の取り組みへのご協力により、新規感染者数が減少し、医療提供体制も改善に向かっていきます。

一方、変異株の影響を注視していく必要がある中、今後も引き続き、医療・検査・相談体制の確保・ワクチン接種の迅速化をはじめ、新型コロナウイルス感染症対策を最優先として全庁を挙げて取り組み、感染拡大防止・医療提供体制の確保に全力で取り組んでいく必要があります。

このため、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県の方針」を踏まえ、本市として6月21日から7月11日までの間、以下の措置を講ずることとします。

引き続き、市民のみなさまにおかれましては、感染防止対策の徹底をお願いいたします。

一、市民病院及び市内医療機関との連携・協力のもと、引き続き、コロナ受入れ病床やコロナ治癒後の転院受入れ可能な病院の確保に努めます。

一、再度の感染拡大を未然に防ぐため、患者、同居家族、高齢者・障害者施設を対象に積極的疫学調査を実施するとともに、感染拡大・患者の重症化を起ししやすい高齢者・障害者施設におけるクラスター対策を引き続き強化します。

一、ワクチン接種を迅速かつ円滑に進めるため、接種券を接種対象の市民に順次発送するとともに、現在実施している集団接種会場、個別接種会場、大規模接種会場に加え、集団接種会場を順次増設するなど、全庁挙げて取り組みを進めます。

一、コロナ禍の中で夏を迎え、熱中症のリスクが高まっていることから、昨年度に引き続き、熱中症予防対策に取り組めます。

一、再度の感染拡大を防止するため、基本的感染防止対策を徹底いただくとともに、感染リスクの高い行動を控えていただきますよう、お願いします。

一、国及び県の方針に基づき、在宅勤務（テレワーク）活用や休暇取得の促進等により、引き続き、出勤者数の削減を徹底するよう、ご協力をお願いします。

一、児童生徒等の学びを保障するため、引き続き、感染防止対策の徹底を行い、学習活動や学校行事等を工夫しながら教育活動を継続します。

一、厳しい状況に置かれている市内事業者を幅広く支援するため、国や県における各種支援策の動向等を注視しながら、引き続き経済・雇用情勢を踏まえた効果的な事業者支援策を実施します。

一、市有施設における催物及び市主催のイベント等について、国及び県の定める方針を踏まえながら制限を行うとともに、主催者に対しても同様の対応を呼びかけます。

一、市営地下鉄、市バスについて当面の間減便を継続します。

一、新型コロナウイルス感染症感染者に対する誹謗中傷などの行為を防止するため、引き続き風評被害対策の徹底を図ります。

感染の再拡大を防ぎ、再度の医療提供体制のひっ迫を避けるためにも、引き続き、徹底した感染防止対策を継続いただきますよう、お願いいたします。

令和3年6月18日

神戸市長 久元 喜造

令和3年6月18日決定

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下、「法」という。）に基づく緊急事態措置を実施すべき区域から、9都道府県が除外され、兵庫県においては、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に移行し、神戸市を含む県内15市町が対象地域とされた。

本市においては、市民・事業者のみなさまの感染拡大防止の取組みへのご協力により、新規感染者数が減少し、医療提供体制も改善に向かっている。

今後も、変異株の影響を注視しながら、引き続き、医療・検査・相談体制の確保・ワクチン接種の迅速化をはじめ、新型コロナウイルス感染症対策を最優先として全庁を挙げて取り組み、感染拡大防止・医療提供体制の確保に全力で取り組んでいく必要がある。

このため、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県の方針」を踏まえ、本市として6月21日から7月11日までの間、以下の措置を講ずることとする。

1. 医療提供体制の確保

6月17日現在で病床使用率は43.0%、入院率は57.0%となっており、自宅療養者数は31人、入院待機者数は37人（うち指定外医療機関、福祉施設で療養中12名）となっている。新規感染者数が減少し、医療提供体制も改善に向かっている。

（病床の確保）

- ・ コロナ受入病床：305床（うち重症病床51床）（6月17日現在）
- ・ コロナ治癒後の転院受入可能病院（73病院）を確保、コロナ受入病院にリストを配布
- ・ 3次救急医療機関からの隔離解除基準を満たした重症患者の転院受入れ医療機関への支援：1人1日あたり25,000円を補助。
- ・ 熱中症予防の啓発：熱中症による救急搬送や病床運営体制の圧迫を防止

再度の感染拡大を防止するため、市民一人ひとりの自覚のある行動について、市民への働きかけを徹底する。

- ・新型コロナウイルスが疑われる場合の相談・診療体制のために、神戸市医師会と連携の上、診療を行う医療機関（診療所・病院）を確保（6月14日時点、248医療機関）し、市民が適切に相談・診療を受けることができる体制を確保。
- ・感染者、その家族や、医療従事者、さらにはワクチン接種ができない方に対する不当な偏見や差別を防止するための啓発を進めるとともに、心のケアの相談体制を継続。
- ・偏見や差別を生む主な理由として、間違った認識によるものが多いことから、正しい情報を市民に伝えるために、感染症の知識や正しい行動、ワクチンの効果・安全性について普及啓発する動画を作成し、5月10日から市ホームページやワクチン集団接種会場、YouTube等を通じて配信を開始。
- ・神戸市公式 YouTube チャンネルで「今、できることを～自分からできるコロナ対策を考える」というテーマで医療従事者・大学生・地域・感染患者からのメッセージ動画を配信（6月17日現在で約32万回再生）。
- ・6月1日から新型コロナの恐ろしさを正しく理解してもらい、感染防止対策の徹底、リスクの高い行動の自粛を呼びかけるため、感染患者の実体験をホームページにて音声データで配信。

2. 積極的疫学調査等の実施

再度の感染拡大を未然に防ぐため、患者、同居家族、高齢者・障害者施設を対象に積極的疫学調査を実施するとともに、自宅療養者の健康管理を行う。また、高齢者・障害者施設では、感染拡大・患者の重症化を起こしやすいため、引き続きクラスター対策を強化していく。

3. 検査体制の確保、積極的検査の実施

市が実施する検査に加え、官民連携による検査機関や市医師会による検査センターの活用、民間企業のプール検査等を活用することにより、一日最大1,300検体のPCR検査体制を確保している。

また、医療機関、福祉施設並びに学校園等においては、感染拡大防止の観点から、国の定める基準以上に積極的にPCR検査を行える体制を構築している。

【積極的検査の実施について】

- ① 特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム、障害児・者入所施設の直接介護等を行う職員に対してPCR検査を実施（2020年11月25日～）。
更に、プール検査の活用により施設検査を強化し、感染拡大・クラスター

防止対策を強化（2021年4月1日～）。

- ② 高齢者、障害児・者入所施設において、陽性患者が発生した場合、当該施設の入所者及び直接処遇従事者の全員に対してPCR検査を実施（2020年12月1日～）。
- ③ 地域クラスターに拡大する可能性をより早期に積極的に防止していくため、酒類を提供する飲食店に対するPCR検査を実施（2020年8月20日～）。

4. 変異株への対応

感染力の増加や免疫効果の低下に影響する懸念があるといわれている変異株について、保健所による積極的な検体収集、健康科学研究所における高度なゲノム解析を実施し、早期発見・早期対応による感染拡大・クラスター防止を強化する。また、変異株の状況について、市民に正確な情報発信を行う。

5. ワクチン接種促進

新型コロナウイルスワクチンは、発症や重症化を予防し、入院者を減少させ医療提供体制を守るための、コロナ対策の切り札である。

4月19日から75歳以上の方に、5月17日から65歳以上75歳未満の方へ順次接種券を発送してきた。65歳未満の方への接種券については、6月11日から6月24日までに接種対象の市民に順次発送している。

接種については、現在、集団接種会場（市内13か所）、個別接種会場（病院・診療所等：約800機関）、大規模接種会場（ハーバーランドセンタービル、ノエビアスタジアム神戸の2か所）にて実施している。

さらに、6月22日からは集団接種会場を新たに5か所増設し、7月中にはさらに7か所増設する。そのために必要な人材（医師・看護師・薬剤師）を大々的な公募により確保する。

できる限り迅速に神戸市民へのワクチン接種が進むように全庁を挙げて取り組む。

接種の状況

接種率：1回目 20.7%（兵庫県：8.9%、全国：11.5%）

2回目 6.6%（兵庫県：2.0%、全国：2.7%）

（令和3年6月16日までに報告があった接種実績）

6. 感染拡大防止の取り組み

- ① 感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること。

- ②不要不急の都道府県間の移動は、極力控えること。
- ③路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起を行うこと。
- ④国及び県の方針に基づき、職場への出勤について、在宅勤務（テレワーク）活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減を徹底すること。
- ⑤市民・事業者に対して、市役所・区役所への申請・届け出・報告等の手続きのオンライン申請の積極的活用を呼びかけること。
- ⑥3つの「密」（密閉、密集、密接）が発生する場所を徹底して避けること。
- ⑦業種毎の感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策（換気、人数制限など）がなされていない施設等への出入りを避けること。
- ⑧業種や施設の種別ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対策を徹底すること。感染対策にあたっては、室内換気にあたっての二酸化炭素濃度の測定等、国の分科会が提示する方法も踏まえ、対応すること。
- ⑨施設・イベント等での「兵庫県新型コロナ追跡システム」の積極的な登録および市民へのQRコード読み込みの呼びかけを実施するほか、新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の登録を呼びかけること。

再度の感染拡大を防ぐため、感染症神戸モデル（保健所による平時からの施設への感染対策指導などの取組み）を強化して、各保健センター保健師を1名増員して指導体制を強化し、施設訪問・研修などによる感染対策指導を徹底し、感染拡大・クラスター化防止を強化する。

《最重点感染防止対策》

感染者の8割程度は、十分な距離をとらず、マスクを外して会話したことが原因で感染している。

神戸市として、特に市民にお願いすることは、「マスク」と「距離」

- ① マスクを外して会話をしない。
- ② 食事などで会話するときは、
 - ・1m以上距離をとる。
 - ・斜めに座る。横に並ぶ場合は、一つ席を空ける。
 - ・大声を出さない。

これまで対応方針に定めていた「基本的感染防止対策」のうち、上記2点を「最重点感染防止対策」として、市民への周知を徹底する。

また、屋外のバーベキューやカラオケ喫茶など、身近な感染リスクを紹介したウェブページを活用し、改めて感染リスクとその対策について、周知を進めていく。

<5つの場面の注意喚起>

上記と合わせ、国の分科会が提示する、感染リスクが高まる「5つの場面」について、注意喚起を行う。

1. 飲酒を伴う懇親会等
2. 大人数や長時間におよぶ飲食
3. マスクなしでの会話
4. 狭い空間での共同生活
5. 休憩室、更衣室など、仕事での休憩時間に入った時の居場所の切り替わり

7. 市立学校園

引き続き感染防止対策の徹底を行い、学習活動や学校行事等を工夫しながら教育活動を継続し、児童生徒等の学びを保障していく。

感染等により登校できない児童生徒や感染不安等により登校が困難な児童生徒等に対しては、1人1台の学習用パソコンを活用したオンライン授業等を実施する。

児童生徒等や教職員の登校園前・出勤前の検温および健康観察、手洗い、教室等の換気、給食及び昼食時の感染防止対策など、感染拡大防止の取り組みを引き続き徹底する。

感染者が発生した学校園においては、必要に応じて自宅待機やPCR検査を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる感染拡大を防止する。

8. 保育所・学童保育施設等

感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び体調不良者について出勤・登園等させないなど、感染拡大防止の取り組みを徹底したうえで運営を継続する。

感染者が発生した施設においては、必要に応じて自宅待機やPCR検査を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる感染拡大を防止する。

9. 社会福祉施設等

高齢者・障害者など特に支援が必要な方々にサービスを提供する各施設に対して、以下の感染拡大防止の取り組みを徹底した上での事業実施を要請する。

- ①検温、マスク着用などの健康管理及び衛生対策を徹底し、感染が疑われる事案の発生時には、速やかに保健所に連絡すること。
- ②マスク・消毒液・ガウン・手袋などの衛生資材について、利用の都度交換、廃棄するなど適切な利用を行い、感染予防を徹底するとともに、2か月分の使用量を確保すること。

③面会についてはオンライン面会等を活用し、直接面会については、緊急の場合を除き中止すること。実施する場合にあっても、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底すること。

④原則、利用者の外泊、外出を自粛すること。

⑤施設の職員等及び施設等との関わりのある従業員に対して不要不急の外出の自粛等を徹底すること。

特に、訪問・通所系サービスの提供にあっては、必要不可欠なサービスの継続を維持しつつ、感染拡大を防止するため、サービス提供の必要性を十分考慮すること。

また、高齢者・障害児者施設で行っている職員への定期的な PCR 検査についてはワクチン接種が進捗するまでの間は継続実施し、感染拡大・クラスター防止対策を継続する。

10. 経済対策について

本年1月以降、度重なる緊急事態宣言の発令やまん延防止等重点措置の適用などにより、市内事業者への影響は拡大・長期化している。

このような市内事業者を幅広く支援するため、各種支援策に取り組むとともに、経済・雇用情勢を踏まえた効果的な事業者支援策を国・県に求めていく。

また、現在実施中の各種支援策については関係機関との連携を一層強化し、速やかな支給手続きに努める。

(現在実施中の市の主な支援施策)

①家賃負担軽減緊急一時金（家賃サポート緊急一時金）

<対象事業者>

一時支援金（国の支援策）や県の協力金を受給し、かつ事業に供する建物（店舗、事務所、工場、作業場、倉庫等）を市内に賃借している事業者
※補助対象者を拡大し、申請期限を延長

②事業所税減免制度

<対象事業者>

緊急事態宣言の発令に伴う飲食店の時短営業や外出自粛要請により、売り上げが大幅に減少した中小事業者（資本金1億円以下の法人等）

11. 市有施設等の対応

6月21日から7月11日までの間、神戸文化ホール、神戸国際会議場及び神戸国際展示場等のイベント関連施設については21時までの開館とし、その他市有施設は20時までとする。また、自然の家等の野外活動施設、王子動物園は再開する。都市公園等については、園内での飲酒は禁止する(飲食店内を除く)。

なお、以下の①及び②の条件を満たすほか兵庫県の方針に沿って対応する。(既予約分についても20時以降の利用の自粛を要請。社会生活の維持に必要な催物の利用については、この限りでない。)

①人数上限の目安

5,000人

②収容率の目安

- ・大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、収容定員の100%以内
- ・大声での歓声・声援等が想定される場合、収容定員の50%以内

12. イベント等

6月21日から7月11日までの間、上記施設も含めた市内におけるイベント等については、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底するなど必要な措置を講じた上で21時までに終了するとともに、11①及び11②の基準を満たすほか、兵庫県の方針に沿って対応する。ただし、6月20日までにチケットが販売された催物については、この限りではない。

主催者に対して、参加者が1,000人を超えるようなイベントについては、開催要件や感染防止対策等について、必ず兵庫県に事前に相談を求める。

13. 市営地下鉄・市バスの減便

現在実施している市営地下鉄及び市バスの減便については当面の間継続し、市営地下鉄西神・山手線の終電繰上げは6月20日をもって終了する。

(参考)

○6月21日以降も継続して実施するもの

市営地下鉄(西神・山手線及び海岸線)

- ・平日、土日祝日22時以降のダイヤを概ね2割程度減便

市バス

- ・主要系統(2, 7, 16, 36, 64, 92系統)の土日祝日の運行本数を、4月1日ダイヤ改正前に比較して概ね2割程度減便
- ・六甲ケーブル下・摩耶ケーブル下への急行便を運休

○6月20日をもって終了するもの

市営地下鉄（西神・山手線）

- ・ 平日の終電を約 30 分繰り上げ

14. 全庁を挙げた体制整備

ワクチン接種を迅速かつ円滑に進めるために万全の体制を確保する必要があるため、緊急性の低い業務は当面の間見合わせるなど業務執行体制の構築に努め、全庁を挙げて新型コロナウイルス感染症対策への応援体制の確保を最優先とする。

また、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期し、必要な行政機能を維持することを前提として、引き続き在宅勤務の活用により出勤者の削減に取り組むとともに、在宅勤務の利用が困難な場合においては、フレックスタイム制等の活用により接触機会の低減を図る。加えて、発熱がなくともせき等の風邪症状がある場合は出勤を控えるなど、感染予防対策の徹底を図る。

15. 備蓄物資の確保等

感染再拡大や複合災害に適切に対応するため、必要な備蓄物資の在庫数量・必要数量を把握の上確保するとともに、市民への備蓄品の確保を呼びかける。

また、災害時の避難所運営においても、3密を避けた避難スペースの確保をはじめ感染予防の徹底を図る。